

ほうろう加工技能検定運用規定（改訂）

日本珐瑯工業会

規定の改正について

試験科目について学科試験のみの等級（学科）及び実技試験のみの等級（実技）を設けることになったため3. 試験等級、4. 受験資格の一部改訂を行った。また、この改訂に伴い、追補の合格に関する規定を削除したが、過去の試験で実技、学科のいずれかに合格しており、その事の認定を希望する場合は別紙の認定申請書を提出のこと。

1. 目的

過去、労働省職業能力開発局のほうろう加工技能検定試験により認定制度が運用されていた。しかしその制度も廃止されて暫くになり、その復活を望む声も聞かれることから、日本珐瑯工業会を認定機関として新たな形でスタートする。ほうろう業界の活性化、技術の伝承、技術ポテンシャルの向上を目指しほうろう技能士の認定制度を施行する。

2. 認定組織、認定機関

事業主が雇用するほうろうに拘わる労働者を対象に日本珐瑯工業会が認定し技術委員会が運営する。技術委員長は、技能検定委員を任命する。
合格者には、日本珐瑯工業会会長より認定書を授与する。

3. 試験等級

技能者のレベルにより2段階の等級とし、等級は1級、2級を設ける。1級は、ほうろう加工の職種における上級の技能者が通常有するべき広範囲な技能の程度を基準とする。2級は、中級程の技能者が有するべき基礎的な技能の程度を基準とする。新しく各等級で学科に特化した等級（学科）及び実技に特化した等級（実技）を設ける。

<u>資格</u>	<u>技能士1級</u>	<u>1級の実技試験と1級の学科試験に合格したもの</u>
	<u>1級（実技）</u>	<u>1級の実技試験に合格したもの</u>
	<u>1級（学科）</u>	<u>1級の学科試験に合格したもの</u>
	<u>技能士2級</u>	<u>2級の実技試験と2級の学科試験に合格したもの</u>
	<u>2級（実技）</u>	<u>2級の実技試験に合格したもの</u>
	<u>2級（学科）</u>	<u>2級の学科試験に合格したもの</u>

4. 受験資格

実務経験年数を基準とし以下の通りとする。

- 1) 1級（実技） 5年以上
- 2) 1級（学科） 経験年数を問わない

3) 2級(実技) 1年以上

4) 2級(学科) 経験年数を問わない

上記実務経験年数を満足する受験資格者は、それぞれの等級を受験することが出来る。
旧規定にあった初級は、2級(実技)と同等の資格とする。

5. 試験科目(学科(筆記)、実技)

試験科目は、学科と実技の2科目とする。

尚、学科、実技それぞれ認定し、どちらか不合格となった場合は、その科目のみ次回に受験することが出来る。ただし、その科目が通算3回不合格の場合の再受験は、再度2科目の受験が必要とする。

6. 試験範囲

1) 学科試験は、『ほうろう加工技能教育ガイドブック』を教本としてその中から出題する。

2) 実技試験はほうろう加工実技試験実施要領に順ずる。

以下のようにその範囲を表す。

等級	試験項目	
	学 科	実 技
1 級	広範囲なほうろう加工に関する知識を有する。真偽法(○X)問題20問、多肢選択法問題30問、計50問 ※1	浸漬法、スプレー法どちらの方法でも施釉する技術を有する。
2 級	基礎的なほうろう加工に関する知識を有する。真偽法(○X)問題50問 ※2	浸漬法、スプレー法どちらかの方法で施釉する技術を有する。

※1 ほうろう加工に関する学科試験の科目及びその範囲全般

※2 ほうろう加工に関する学科試験の科目及びその範囲の中で

- ・1.3 ほうろうの性質
- ・1.4 ほうろうの種類、特徴、及び用途
- ・2.2 ほうろう用素地の前処理
- ・2.3 くすり掛け方法の種類と特徴
- ・2.4 乾燥
- ・2.5 焼成
- ・3.1 ほうろうの欠点の定義
- ・3.2 製品の欠点とその対策
- ・4.1 フリット
- ・4.2 うわぐすり(スリップ)の製造及び管理の方法

- ・4.3 ほうろう用素地金属
を対象とする。

7. 細目

細目は、『試験科目及びその範囲並びにその細目』に記載された内容とする。

8. 試験頻度

受験開催は、原則として年1回とし、時期並びに実施場所は技術委員会で決定する。
尚、受験者数によっては、次年度に延期されることもある。

9. 受験費用

- 1) 学科、実技同時受験は、5,000円/人とする。
- 2) 学科、実技いずれかの受験は、3,000円/人とする。

受験申し込みと併せて工業会に入金する。

注) 何らかの理由で受験しない場合の受験費用の返金は、受験日1か月前までに取りやめの連絡があった場合に限る。

10. 試験場所

実技試験場所は、中部地区（愛知県）にて実施する。学科試験は、受験者数により場所を分けて（西地区、中部地区、東地区）実施するが、日時は同時開催とする。

11. 合格基準

- | | | |
|-----------|------|-------|
| 1) 1級合格基準 | 学科試験 | 80点以上 |
| | 実技試験 | 60点以上 |
| 2) 2級合格基準 | 学科試験 | 80点以上 |
| | 実技試験 | 60点以上 |

12. 実施と改訂

平成28年4月28日制定

平成28年11月より実施

平成29年7月26日改訂

令和01年6月20日改訂

令和04年3月3日改訂

以上